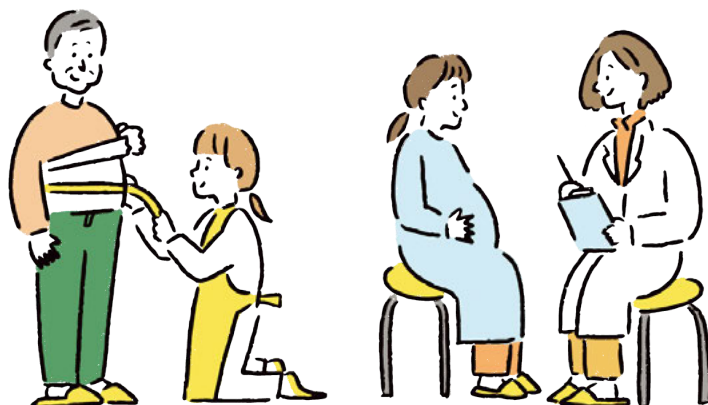




暮らしを守るチカラ



施策項目

1 健康づくりの推進

施策の方針

「健康寿命の延伸」を目標とし、地域、医療機関、行政が連携して、ライフステージとライフスタイルに応じた健康づくりを推進します。また、最新の健（検）診データを分析し、最良の健康増進事業を提供します。

現状と課題

健康づくりは、町民一人ひとりの意識と行動が基本です。健康の意識を高めるために、特定健診とがん検診（以下各種健（検）診と表記）の機会を利用し、町民目線のわかりやすい情報を発信していますが、まだまだ啓発活動が必要です。

各種健（検）診の内容は年々充実していますが、受診率を上げることが課題です。特定健診は、保健推進員各位の協力を得て受診勧奨を行い高い受診率になっていますが、がん検診の受診率は目標までに開きがあります。

特定健診のデータによると、高血圧症の方が県内の市町と比べると多く、糖尿病も今後増えることが読み取れます。偏った食習慣が原因の一つと考えられるので、食習慣の改善が必要です。また、適度な運動も効果的なので、食習慣の改善とセットで情報提供し予防

を進めなくてはなりません。

母子保健については、平成30年度にICTを利用した母子手帳アプリ「たらっ子メモリー」を導入し、子育てに関する情報を発信しています。核家族化に起因する母子の、家庭や地域からの孤立を解消するために「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠中から出産、産後の支援まで、切れ目なくサポートすることが求められています。

精神保健については、精神保健福祉相談を行っています。相談者は、当事者や家族など様々で、相談内容もアルコール依存症や、精神疾患など多岐にわたります。一人で抱え込まずに行政や地域に相談できる環境を整えることが必要です。

主要な施策

(1) 特定健診受診率の向上

健康づくりの第一歩は、特定健診を受け、自分自身の健康状態を知ることから始まります。特定健診の受診率を高めるために、受診者への保健指導を実施し、継続受診者を確保するとともに、未受診者への効率的・効果的な受診勧奨を実施し、更なる受診率の向上に努めます。

(2) がん検診受診率の向上

がん検診等の在り方を検討、改善し、より良い受診環境を整えます。また、精度管理を行い質の高い充実した検診を提供し、受診率を向上させます。

(3) 母子保健の充実

母子手帳交付から妊婦と顔の見える相談しやすい関係をつくり、乳幼児及び妊産婦の相談支援体制など、各事業の一層の充実に努めます。「たらっ子メモリー」の利用促進を図り、乳幼児健診やイベント情報を、保護者が常に情報収集できるように、随時配信します。

また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産期から子育て期にわたり、地域で安心して妊娠・出産・子育てが出来るよう保健師などの専門職が相談支援を行い、必要に応じて個別に支援プランを策定します。関係機関と連携し、切れ目のない継続した支援を行います。

(4) 精神保健対策の推進

本町では、誰も自殺に追い込まれる事のない社会を目指して平成 30 年度に自殺対策行動計画を策定し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付けました。

自殺が身近に起こりうることとして、地域で支えていく体制が必要とされ「気づく、つなげる、見守る」という意識が共有されるよう、また、危機的状況に陥った場合に、一人で抱え込まずに、誰かに援助を求めることが社会全体の共通認識となるよう啓発事業を行います。

また、町民が住み慣れた地域で快適な生活が送れるように、個別に相談に応じ、関係機関と連携して相談者を支援します。

(5) 歯科保健対策の推進

乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期のライフステージごとの特性を踏まえた歯科保健対策を推進し、町民一人ひとりが住み慣れた地域において、健康な笑顔とお口で長寿を享受できることを目指します。

(6) 食育の推進

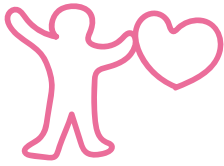
食育推進の 4 本柱（正しい食習慣の確立、食文化（郷土料理等）の継承と地産地消の推進、食環境の整備、食育の推進）に沿った各種施策を推進します。特に高血圧症対策として減塩の食習慣を進めます。また、町民一人ひとりが食育の意義や必要性を理解し、自ら実践できるよう支援します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018 年度)	中間目標値 (2023 年度)	目標値 (2027 年度)
子育て世代包括支援センターの設置	箇所	0	1	1

関連計画

- 第 2 次太良町健康増進計画及び食育推進計画
- 太良町いのちを守る自殺対策行動計画
- 第 2 期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略



暮らしを守るチカラ



施策項目

2 保健・医療体制の充実

施策の方針

誰もが身近な地域で安心して暮らせるよう、県及び近隣市町並びに医療機関や医師会等との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

現状と課題

少子高齢化の進行や疾病構造の変化に伴い、医療技術の専門化など医療に対するニーズは多様化、高度化しています。

町民のかかりつけの医療機関としては、内科、整形外科を中心に一次・二次医療の提供、また、子育て支援の一翼を担う小児科も常勤医師の確保ができており、地域ニーズに合った医療提供を行っています。平成30年度にはMRIを導入し整形外科や脳疾患の診断能力も向上しています。

しかし、今後も医師の確保は課題となります。また、人口減少に伴い医師以外の専門職の採用も課題となっています。

救急医療体制については、救急搬送患者のほとんどが高齢者で、半数近くはかかりつけの患者となっています。訪問診療や訪問看護を充実させるとともに、訪問介護事業との連

携を密にとり、家族の負担も軽減できるような体制を作り、自宅での看取りができる環境を地域包括ケアの中で考え推進していく必要があります。また、アドバンス・ケア・プランニング¹についての地域住民への理解が必要となっています。

主要な施策

(1) 地域医療体制の充実

引き続き、地域の中核病院である町立太良病院の充実のため、医師の確保及び医療・介護スタッフの確保に向けた支援を行うとともに、地域ニーズに合った医療機器の整備に努め、町民に身近な医療を行う、かかりつけ医の定着による一次・二次医療を推進します。

(2) 地域包括ケアの充実

超高齢化社会になる中、行政、地域の医療機関、介護施設及び、地域住民が主体となるボランティア団体等が連携し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、研修会や講演会などを通じて包括ケアの浸透を図ります。

(3) 感染症対策の推進

各種感染症に関しては、佐賀県感染症発生動向調査により情報収集を行い、流行情報をいち早く町民にお知らせし、感染の予防と拡大防止に努めます。また、手洗い教室や、地域での健康教室を通じて、感染症に関する正しい知識の啓発を行います。

(4) 救急医療の充実

佐賀県、杵藤地区の自治体、医師会及び救急隊と連携し、救急医療体制の確保と地域救急医療体制の充実を図ります。また、歯科医師会とも連携し、休日・夜間の救急医療体制の充実を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町民向け講座の開催回数※	回	1	2	3
町内医療福祉関係者研修会回数※	回	1	2	3

※町立太良病院として主催した回数である。

関連計画

- 第2次太良町健康増進計画及び食育推進計画
- 杵藤地区広域市町村圏組合第7期介護保険事業計画

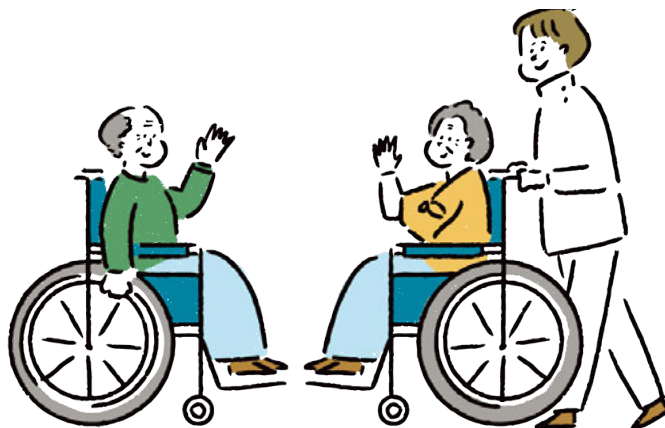
1 アドバンス・ケア・プランニング (Advance Care Planning : ACP) / 患者さん本人と家族が医療者や介護提供者などと一緒に、現在の病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備えて、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護について話し合うことや、意思決定が出来なくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスを意味する。

基本目標 4

暮らしを守るチカラ



暮らしを守るチカラ



施策項目

3 高齢者福祉の充実

施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らせるよう、介護予防の推進、福祉サービスの充実に努めます。また、高齢者の社会参加や生きがいを推進し、お互いに支え合える地域社会の実現に努めます。

現状と課題

本町では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開するとともに、高齢者の生きがいをと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んできました。その中で、様々な課題が浮かびあがっています。

まず、高齢者支援を行うためには、地域課題について町民と共有しながら、利用者にとって有益な生活支援サービスの掘り起こし等が必要となっています。

また、予防給付・介護給付に関しては、給付を適切に行うためのマンパワーの確保と高齢者の給付からの自立を目指した支援の充実が必要となっています。

他に、高齢者福祉に関する町民ニーズを把握すること、高齢者の自立を阻まない範囲でのサービスを充実させること、認知症高齢者数の把握及び移動手段の確保等について、具

体的対策が必要となっています。

高齢者が住みよいまちづくりの推進に向け、事業について着実な実行とともに、町民が共に支え合う地域づくりの推進が求められています。

主要な施策

(1) 高齢者支援推進体制の強化

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、認定調査の充実、苦情への適切な対応、サービスの質の向上、総合的な推進体制の強化を図ります。町民に寄り添い、ニーズを把握しながら、新たな生活支援サービス（地域サロン等）の構築を進めていきます。

(2) 地域支援事業の充実

地域包括支援センターを中心として、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業等の地域支援事業を行い、総合的に介護予防対策を行います。また、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等、地域支援事業の充実を図っていきます。

(3) 介護保険サービスの充実

要支援認定者を対象に、重度化を防止するための各種の介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等に対する予防給付を実施します。

また、要介護認定者を対象に、訪問介護や通所介護等の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービス等に対する介護給付を実施します。更に、サービス給付者が自立できる支援を充実させていきます。

十分なサービスを提供できるよう人員の確保に努めます。

(4) 生きがい生まれるまちづくり

高齢者の生きがいづくり等に関する町民ニーズを的確に把握し、高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進します。

また、高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談を行います。

(5) 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

認知症高齢者数を把握できる体制を整え、関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急通報システムや地域での見守り活動など、住み慣れた地域での生活を支援し、高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。

また、認知症施策事業（認知症カフェ等の充実）についての具体的取り組みを検討し、実施していきます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
要介護認定率	%	19.8	18.0	17.0
認知症カフェの利用者数	人	67	150	240
認知症サポーター数	人	169	600	1,000
新たな生活支援サービス (地域サロン等) 数	箇所	1	5	10

関連計画

- 太良町高齢者福祉計画
- 杵藤地区広域市町村圏組合第7期介護保険事業計画



暮らしを守るチカラ



施策項目

4 障がい者福祉の充実

施策の方針

障がいのある人が地域において受け入れられ、共に生きられるよう、福祉サービスや生活支援の充実を図ります。また、就労支援等社会参加ができるよう環境を整えます。

現状と課題

障害者総合支援法の施行など、障がいのある人を取り巻く制度は大きく変化しており、本町においても「太良町障害福祉計画」「太良町障害者計画」に基づき障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう様々な障害者福祉施策を推進してきました。今後も、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、引き続き日常的な生活支援や各種サービスの充実に必要な取り組みがあります。

障がい者の高齢化による障がいの重度化・重複化の進行に加え、介護者の高齢化もあり、支援が必要な障がい者が増加しています。また、時代とともに障がい者が抱える生活課題や支援ニーズも多様化・複雑化し、さらに難病の人も障害福祉サービスの対象となる等、求められる福祉サービスも多様化しています。地域や利用者の実情に合わせた福祉サービスの充実のため、相談体制とともに、有償ボランティアや町独自のサービス等が必要です。

主要な施策

(1) 障害者支援の総合的推進

障がいのある人が地域で生活するためには、在宅福祉サービスの充実が必要です。地域や利用者の実情に合わせた福祉サービスの充実のため、相談体制と地域生活支援事業の充実や地域自立支援協議会の機能強化に努めます。また、様々なニーズに対応するため、有償ボランティアや町独自のサービス等の充実に努めます。

(2) 広報・啓発活動等の推進

様々な人が共に暮らせる、多様性のある開かれたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、「障害者差別解消法」の理念に基づいて、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。

また、地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を行っていきます。

(3) 保育・教育の充実

障害児保育や特別支援教育の充実に努め、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。特別支援を要する児童は増加傾向にあり、障がいの状態も多様化しているため、支援の継続と支援員の確保を行います。

(4) 就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

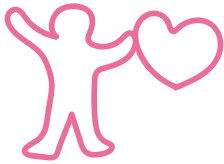
障がいのある人が地域行事やスポーツなど様々な機会を通じて社会に参加できるよう、その機会の充実に努めます。障がいのある人の就労のため関係機関と連携し、就労支援体制を整備します。また、ミスマッチを減らし、安心して仕事を続けられるよう町民や事業者への理解啓発、福祉サービスの利用促進に努めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
サービス提供事業者の育成・確保	事業所	5	5	5

関連計画

- 太良町障害福祉計画
- 太良町障害者計画



暮らしを守るチカラ



施策項目

5 地域福祉の充実

施策の方針

町民が相互に支え、助け合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、町民一人ひとりの相互扶助の意識を醸成するとともに、関係機関との連携を強化し、ネットワークの構築を推進します。

現状と課題

少子高齢化に伴い、核家族や独居高齢者世帯等が増加し、家庭で支えあう力が弱まっています。独居高齢者世帯が増加すると、福祉サービスだけでは在宅生活が困難になり、孤独死が増える恐れがあります。また、地域における人と人とのつながりが希薄になり、支えあう力も弱まりつつあるため、様々な地域課題が増えてくることが予想されます。

複合的な課題が増えていく中で、町民の福祉ニーズも多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分に対応することが難しくなっていきます。相談しても、町の福祉サービスだけでは解決しない課題や複数の担当が連携しないと必要なサービスにつながらない状況が予想されます。地域で課題を解決する力やボランティア育成を継続して行っていくことが必要です。

社会福祉協議会を中心に様々な地域福祉活動に取り組んでいます。町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、既存組織や団体の連携強化に取り組むとともに、町民自らの支え合い意識を醸成し、互いに助け合うことができる地域コミュニティづくりに努めることが必要となっています。

主要な施策

(1) 福祉意識の高揚

地域福祉を推進するため、福祉、保健、医療及び教育分野との連携を図り、地域福祉に関する啓発や学習を通じ、福祉意識の高揚を図ります。また、福祉イベントの開催を通じて、地域住民との交流事業や世代間交流を進めていきます。

(2) 地域共生社会の実現

社会福祉協議会への活動支援を行うことにより、その組織強化と取組の充実を図ります。また、民生委員・児童委員の活動充実、各種関係団体の活動支援を行うことで地域支援体制を拡充し、ボランティアやNPOの育成、そのネットワーク化に努め、多様な担い手が参画し、町民が主体的に支え合う地域共生社会の実現に努めます。

(3) 生活課題を抱える世帯の暮らしを支える仕組みづくりの推進

地域福祉の担い手として、地域住民の参加や関係団体と連携した活動を進めていきます。また、地域住民の自主的な活動で地域づくりを進めていきます。

(4) 人にやさしい環境整備の推進

年齢や障がいの有無に関係なく暮らしやすい町にするため、民間事業者と連携しながら、バリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

(5) ワンストップ福祉総合相談窓口の充実

専門職の職員を確保し、町民が福祉サービスの利用や相談などを気軽に行え、問題がワンストップで解決できるように努めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
ボランティア連絡協議会会員数	人	267	280	300
福祉の総合相談窓口の設置数	箇所	0	1	1
住民主体の生活支援活動者数	人	0	50	100
福祉教育を目的とした研修会	回	2	5	10

関連計画

- 太良町地域福祉計画
- 太良町高齢者福祉計画
- 太良町障害福祉計画
- 太良町障害者計画

基本目標 4

暮らしを守るチカラ



暮らしを守るチカラ



施策項目

6 社会保障の充実

施策の方針

国民健康保険制度が安定した制度として機能できるよう、
収納率の向上や医療費の適正化など、
国保財政の健全化に努めます。

現状と課題

高齢化に伴い、医療や介護サービスを受ける人が増加するなか、国民健康保険の安定的な運営を行っていく必要があります。

国民健康保険税の収納率は94.1%と高く、スムーズな運営ができています。しかし、今後被保険者数の減少や医療費の増加が著しくなり、国民健康保険事業の運営を圧迫する恐れがあります。

国民年金制度については、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要な不可欠な制度ですが、近年、年金に関する様々な問題が発生し、不信感が増大する傾向にあるため、引き続き制度に対する町民の理解をさらに深めていく必要があります。

また、生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度ですが、社会・経済情勢の急速

な変化に伴い、生活が困難な世帯が増えています。今後も、関係機関との連携のもと、低所得者に対する相談や生活保護制度の適正運用の促進に努めるとともに、低所得者の自立と生活意欲の高揚に向けた取組みを継続していくことが必要です。

主要な施策

(1) 国民健康保険事業の適正運営

国民健康保険加入資格や資格異動未届者に対して個別指導等を行うなど、被保険者資格の適正化に努めます。

また、広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

さらに、医療費に見合う国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

(2) 特定健診受診率の向上（再掲）

健康づくりの第一歩は、特定健診を受け、自分自身の健康状態を知ることから始まります。特定健診の受診率を高めるために、受診者への保健指導を実施し、継続受診者を確保するとともに、未受診者への効率的・効果的な受診勧奨を実施し、更なる受診率の向上に努めます。

(3) 国民年金制度の周知

広報・啓発活動の推進等により国民年金制度の周知を図るとともに、町民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への町民の理解と関心を高めていきます。また、年金事務所と連携し国民年金の資格異動、各種届出の受付、相談受付について適切な対応を行います。

基本目標 4

暮らしを守るチカラ

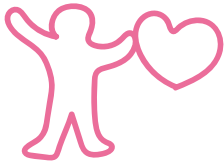
成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
国民健康保険税収納率	%	94.1	94.6	95.0
特定健診受診率※	%	50.4	55.0	60.0

※現状値は 2017 年度の確定値

関連計画

- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）



暮らしを守るチカラ



施策項目

7 消防・防災の充実

施策の方針

総合的かつ計画的な防災体制の整備及び推進を図るとともに、
町民の防火、防災意識の高揚に努め、
災害に強いまちづくりを推進します。

現状と課題

災害から町民の生命と財産を守り、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは行政の基本的な役割です。高齢化の進行など社会環境、生活環境の変化により、消防・救急需要は多様化しており、関係機関と連携した防災体制の充実が求められています。

また、区長を中心に自らの地域は自ら守るという、自主防災に対する防災意識の高揚を図り、自主防災組織の充実・強化の推進に努めるなど、防火・防災に努めています。

しかし、人口減少や高齢化の進行等を背景に、地域の消防の要である消防団においては、団員確保が困難となりつつあり、消防力の低下が懸念されています。また、町民の防災意識（自助・共助）・自主防災意識の欠如が危惧されます。

今後も、これまでの取り組みを一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避

難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者¹への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織等の育成が必要となっています。

主要な施策

(1) 総合的な防災体制の確立

地域防災計画に基づき、町民や事業所と協力し、防災基盤である災害活動体制、情報連絡体制、消防救急体制、相互応援体制など、災害全般にかかる様々な体制を総合的に整備します。

また、町ホームページやメール、各種 SNS といった多様なメディアを活用した情報の一括配信等、ICT を活用し総合的な防災体制の確立を目指します。

(2) 町民の防災意識の向上、防災に関する知識の普及

災害に備えて、「自分の身は自分で守る」という意識づけを行い、町民が適切な行動を取れるよう啓発活動に取り組みます。町民の防災への理解、啓発活動を進めることで、災害が発生したときにとるべき行動が理解され、町民の防災意識が高まるように促していきます。また、町民を対象とした防火講習会・消火訓練、AEDによる応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

(3) 地域での防災力の強化

地域における自主防災組織の育成・強化、防災ボランティアの育成を行います。また、各地区での防災研修会や避難訓練について自主的な開催を推進し、地域の防災力を強化していきます。

さらに、関係機関と連携して、避難行動要支援者の把握、地域での共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。

(4) 消防団員の確保・消防施設等の強化

消防団の人員確保に加え、現状に応じた組織体制の整備に努めます。また、消防設備、資機材の更新、団員の知識及び技術の向上により消防力の強化を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
避難路・避難場所を知っている町民の割合	%	46.2	75.0	100
自主防災研修会・訓練の開催回数	回	0	20	45

関連計画

- 太良町地域防災計画
- 太良町水防計画書
- 太良町津波避難計画

1 避難行動要支援者／高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。



暮らしを守るチカラ



施策項目

8 交通安全・防犯の充実

施策の方針

交通事故や犯罪のない安全・安心なまちを目指し、
関係機関との密接な連携を図りながら、
交通安全意識や防犯意識を高めます。

現状と課題

交通事故は、特に高齢者による事故が多発しているため、県・警察・学校・関係団体及び家庭と連携を図り、幼児から高齢者まで段階的・体系的な交通安全教室や自転車安全運転講習会を実施してきました。更に、交通事故防止や交通安全意識の高揚に努めるとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設や歩道の整備を進めてきました。今後も、交通安全の確保と交通の円滑化を図るため、計画的に道路、交通安全施設の整備に取り組んでいく必要があります。

車の運転が困難になった人に対して運転免許証の自主返納が促されていますが、自主返納した際の代わりとなる移動手段の確保が課題となります。

町民が犯罪にあわないようにするため、防犯灯の設置など、防犯環境の整備を進めるとともに、特殊詐欺犯罪など多様化する犯罪に対して防犯意識の高揚を図ることが必要です。

複雑化・多様化する消費者問題に適切に対応できるよう、日常的な相談・指導体制を充実するとともに、消費者教育の充実などによる消費者意識の高揚を図り、自立した消費者の育成に努める必要があります。

主要な施策

(1) 交通安全対策の充実

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者までを対象とした交通安全教育の推進や交通安全運動の推進などにより、交通安全対策の充実に努めます。

(2) 道路・交通環境の整備

町民の交通安全を確保するため、カーブミラー、ガードレール、道路照明等の整備を行い、危険箇所への信号機等の設置要望、歩行者を優先した道路環境の整備を行います。

(3) 防犯意識の高揚

警察など関係機関と連携のもと、防犯に関する啓発活動を充実し、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。また、犯罪被害者等支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。

(4) 防犯活動の推進

住民活動による防犯活動を支援、促進するとともに、町民や事業者等との協働のもと町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。また、行政区との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進めます。

(5) 消費者啓発活動と情報発信

消費者意識の向上のため、消費者教育や広報による啓発、消費生活情報の提供に努めます。併せて、消費生活相談体制の充実を図り、消費者保護体制を強化します。また、高齢者に向けては、老人会や社会福祉協議会と連携し、啓発活動を行っていきます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町の防犯体制（意識啓発の推進、防犯・パトロール活動の促進等）についての満足度	%	31.9	35.0	40.0
交通安全教室の開催回数	回	2	4	6